

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営等の基準を定める条例の制定について

1 条例化する対象

根拠法	施設	基準省令
生活保護法	救護施設	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 41 年厚生省令第 18 号)
	更生施設	
	授産施設	
	宿所提供施設	

2 現行基準の概要 (※アンダーライン_____は、本県の独自基準として新たに基準を設ける箇所)

救護施設等に入所している者が、健全な環境のもとで、適切な処遇を受けられるよう、人員、設備、運営等に関する基準を規定。

□人員等に関する基準

- 職員の員数
- 職員の資格
- 施設長の資格

□設備等に関する基準

- 施設に必要な設備
- 施設の配置、構造等

□運営等に関する基準

- 職員の専従
- 苦情への対応
- 非常災害対策
- 帳簿の整備
- 居室の入所人員
- 給食
- 健康管理
- 衛生管理等
- 生活指導等

(注) ●=従うべき基準、○参酌すべき基準

3 県が定める基準の考え方

○本県の基準(案)の検討に当たっては、地方の創意工夫を生かした住民本位の施策を推進する観点から、本県の実情を踏まえたものとする必要があるため、関係機関からの意見聴取やアンケート調査等により、事業者等の意見を把握したうえで、検討を進めてきた。

○現行の基準のうち次の参酌すべき基準について、その一部に独自の基準を追加するとともに、これまで省令では定められていなかった基準を新たに規定する。

- 利用者の人権擁護、虐待防止等のための措置
- 非常災害対策

○その他の基準については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準とする。

4 山梨県独自基準(案)

○利用者の人権擁護、虐待防止等のための措置
【現在の国の基準】
なし

【本県の考え方】

救護施設等の入所者は、精神上又は身体上に著しい障害を抱え日常生活を営むことが困難な者であり、施設内で規律ある生活を営む上で、入所者に対する処遇は、細心の配慮が求められることから、利用者の人権擁護、虐待防止等の徹底を図る必要性が高いと考える。また、児童福祉施設等においては、国の基準に基づき、人権擁護等に関する事項が規定されており、よって、救護施設等においても、この内容を反映する形で次のとおり独自基準を定める。

(第1項：入所者の人権擁護、第2項：入所者の虐待防止、第3項：職員に対する研修機会の確保)

- 救護施設等は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない旨規定する。
- 救護施設等は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行ってはならない旨規定する。
- 救護施設等は、職員に対し、人権擁護、虐待防止等のための研修の機会を確保しなければならない旨規定する。

○非常災害対策(全ての施設)※福祉保健部共通

【現在の国の基準】1 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立ておかななければならない。
2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

【本県の考え方】

本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。

- ① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にするとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備、職員への定期的な周知についても追加して規定する。
- ② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。
- ③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。